

令和8年3月12日

請負者各位

大 牟 田 市 長
大牟田市企業管理者
(企画総務部契約検査室)

下請契約及び技能労働者への適切な対応について

上のことについて、令和8年3月に改定された新労務単価の適用に伴う変更契約であり、その新労務単価は、旧労務単価から、全国平均で4.5パーセント（福岡県（6.1パーセント））の上昇が勘案されています。

つきましては、今般の変更契約の締結に伴い、請負者と専門工事業者との間で社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ適切な価格での下請契約を締結されるとともに、雇用している技能労働者への適切な水準での賃金支払をお願いします。